

県立龍野北高等学校

気象警報発令時の措置

2 教務内規

第6条 暴風警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報のいずれかが、兵庫県南部全域・播磨南西部全域・たつの市に発令されている場合は、次の対処とする。

- (1) 午前6時現在でも発令中は自宅待機する。午前6時現在に警報が解除されている場合は、1校時より授業を行う。
- (2) 午前9時現在でも発令中は臨時休校とする。午前9時現在に警報が解除されている場合は、3校時より授業を行う。
- (3) 午前6時から午前9時までの間に気象警報が発令された場合、自宅にいる生徒は自宅待機、登校途中の生徒は自宅や学校または最寄りの安全な場所で待機する。
- (4) 登校後に気象警報が発令された場合、以後の対応については関係職員が協議して決定する。
- (5) たつの市以外に居住する生徒で、居住区域に上記の警報が発令されている場合は自宅待機とし、警報が解除されしだい登校する。欠席となった授業は、公欠とする。